

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」陳情の不採択への反対討論
日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。受理番号16番 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書の不採択に反対し、採択を求める立場から討論を行います。

再審の問題は、県民にとって、よそ事ではありません。足利事件で無実の菅家利和さんが、栃木県警による密室での取り調べで自白を強要され、有罪となり、17年半も獄中に囚われました。2010年に再審無罪を勝ち取ったことで、再審制度は広く知られるようになりました。

陳情の趣旨は、①再審における検察手持ちの証拠の開示制度を法制化すること、②再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止の二点です。

通常の刑事事件裁判では法制化されている検察の証拠開示のルールが再審にありません。証拠が開示されるかどうかは、裁判官や検察側の裁量にゆだねられ、また、裁判所が再審を決定しても、検察が上訴して差し戻され、長年にわたって再審の道が閉ざされている現状があります。

無実の罪で自由を奪われたり、死刑が執行されるようなことは、法治国家において絶対にあってはならないことです。再審制度は、えん罪で無実の罪を負わされた人が裁判のやり直しを求める最後の手段です。再審を公平に、すみやかに進めるため、ルール作りを急ぐよう求めているのがこの陳情です。

刑事訴訟法は2016年の改正の際、附則において、再審請求審における証拠開示について検討を行うことが定められました。しかし、5年もたつのにいまだ検討は進んでいません。ところが、県政経営委員会の審議では、国が検討中の問題だから「開示ありきの結論を迫ることになってはならない」などの意見があり、不採択多数だったと聞きました。人権救済に背を向けた態度ではないでしょうか。

私は、2010年2月議会で、栃木県は足利事件の反省にたって、警察、検察の取り調べの全過程の可視化を求める声を上げるべきではないかと知事に質問しました。知事の答弁は「司法全体の見直しの中で国が判断すべき」というものでした。あれから10年余、取り調べの一部が可視化されたものの、全過程ではなく、「司法全体の見直し」には程遠い現状です。

えん罪は後を絶たず、再審法の改正を求める声は、えん罪被害者やその家族のみならず、日本弁護士連合会や刑事法学者、市民団体の運動で広がっています。地方議会においては、9月末時点で62の市町村議会が国に意見書を提出しました。

二度とえん罪を作らず、またえん罪被害者となった人に救済の道を開くための法改正が急がれます。陳情は最後に、「えん罪は国家による最大の人権侵害です。誰もがえん罪の犠牲となる可能性をはらんでおり、えん罪犠牲者をなくすことは法曹界のみならず、私たち市民の社会的課題です」と結んでいます。この言葉の重みをしっかりと受け止め、本陳情を採択するよう求め、日本共産党の反対討論といたします。